

資料 2

令和 8 年度岩手県外国人介護人材  
受入支援研修等事業  
業務委託

委託仕様書

令和 8 年 3 月

岩 手 県

# 令和8年度岩手県外国人介護人材受入支援研修等事業業務委託 仕様書

この仕様書は、「令和8年度岩手県外国人介護人材受入支援研修等事業」に係る業務委託に関し、必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

本事業は、外国人介護人材に関する理解促進及び介護事業所等における外国人介護従事者の指導体制の整備を図り、多様な介護人材の確保及び職場への定着を促進することを目的とする。

## 2 契約期間

委託契約締結の日から令和9年2月28日まで

## 3 業務内容

### (1) 各種研修等の開催

- |          |  |
|----------|--|
| ア 研修等の種類 | ① 外国人介護人材活用促進セミナー<br>② 外国人介護従事者指導職員向け研修<br>③ 外国人介護人材受入調整機関マッチング相談会 |
| イ 開催時期   | ①・② 契約日から令和8年10月31日までのいずれかの日<br>③ 契約日から令和8年11月30日までのいずれかの日         |
| ウ 開催場所   | ①・② 岩手県内（集合形式・オンライン形式のハイブリット開催とする。）<br>③ 岩手県内（集合形式のみとする。）          |
| エ 研修内容等  | 別表のとおり   |

### (2) 業務内容等

#### ① 外国人介護人材活用促進セミナー

#### ② 外国人介護従事者指導職員向け研修

- ア セミナー・研修の企画立案及び運営
- イ 講師（事例紹介事業所を含む）の選定及び連絡調整
- ウ 事業実施に必要な広報等  
開催を周知するためのチラシ（電子データ）を作成し、受託者のホームページへ掲載する等、周知に努めること（なお、県ではメール等による事業所への周知が可能であることから、チラシの印刷・配布は必ずしも必要としないもの）。
- エ 会場の確保及び当日の設営（オンライン環境設定を含む）
- オ 講師等への謝金・旅費及び使用料等の支払い
- カ セミナー・研修に係るアンケートの作成及び取りまとめ

#### ③ 外国人介護人材受入調整機関マッチング相談会

- ア 相談会の企画立案及び運営
- イ 参加受入調整機関（監理団体、登録支援機関等）との連絡調整
  - ・ 受入調整機関のリスト及び企業情報やPRポイントをまとめたパンフレットを作成すること。
  - ・ なお、参加する受入調整機関は、あらかじめ県で選定する（概ね15～20機関を想定）。
- ウ 相談会開催の周知及び参加申込の取りまとめ
  - ・ 開催を周知するためのチラシ（電子データ）を作成し、受託者のホームページへ掲載する等、周知に努めること（なお、県ではメール等による事業所への周知が可能であることから、チラシの印刷・配布は必ずしも必要としないもの）。
  - ・ 介護事業所等が参加申込の際に提出するエントリーシートを作成するとともに、参加申込を取りまと

めること。

- ・ なお、エントリーシートには、以下の項目を含めることとし、エントリーに係る介護事業所等からの問い合わせに対応すること。

- 相談を希望する受入調整機関及び具体的な相談内容
- 受入を希望する制度、国籍及び人数

エ 会場の確保及び当日の設営

オ 会場使用料等の支払い

カ 相談会に係るアンケートの作成及び取りまとめ

参加する介護事業所等及び受入調整機関の双方に対するアンケートをそれぞれ実施すること。

#### 4 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。
- (2) 受託者は、業務に必要な事務費等は委託料の範囲で準備すること。
- (3) 受託者は、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は、次のア～キに留意すること。
  - ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
  - イ 当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者等」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
  - ウ 利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
  - エ 引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
  - オ 個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者等が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
  - カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
  - キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を十分に講じること。
- (5) 本仕様書に定めるほか、業務の実施に関する必要事項及び事業内容の変更等については、その都度、県と協議すること。

【 別 表 】

研修内容等		時間	開催方法	対象者	定員	備考
①外国人 介護人材 活用促進 セミナー	<p>概ね以下の内容に即したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人介護人材受入れに関する制度説明</li> <li>外国人介護人材受入れの体制づくり（利用者や家族、職員等への説明、指導担当職員の配置、入職時にすべき説明、宿舎や通勤手段の確保等）</li> <li>外国人介護人材受入の事例紹介（実際に勤務している外国人（1名以上）も登壇し、発表させること）</li> </ul>	1時間30分 ～2時間程 度	集合形式・ オンライン 形式のハイ ブリッド開 催	岩手県内に 所在する介 護施設・事 業所の経営 者、管理 者、職員等	50人程度	①及び② を同日開 催すること も可能
②外国人 介護従事 者指導職 員向け研 修	<p>概ね以下の内容に即したものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化理解の促進</li> <li>コミュニケーションの仕方</li> <li>日本語教育（やさしい日本語等）</li> <li>外国人介護人材受入の事例紹介（実際に勤務している外国人（1名以上）も登壇し、発表させること）</li> </ul> <p>※ 受講者どうしのグループワークを含めた内容とすること。</p>	1時間30分 ～2時間程 度	集合形式・ オンライン 形式のハイ ブリッド開 催	岩手県内に 所在する介 護施設・事 業所におけ る外国人介 護人材の 指導担当職 員（予定者 含む）等	50人程度	
③外国人 介護人材 受入調整 機関マッ チング相 談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の介護事業所等が受入調整機関（監理団体、登録支援機関等）に相談・マッチングできる機会とすること</li> <li>ブース形式（受入調整機関1機関につき1ブース）とすること。</li> <li>1ブースにつき相談時間は概ね20～30分間とすること。</li> </ul>	3時間程度	集合形式	岩手県内に 所在する介 護施設・事 業所におけ る採用担当 職員等	50人程度	①及び② の開催日 以降に開 催すること が望ましい